

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年6月1日～令和3年5月31日までの1年間
2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和2年6月～ 育児休業制度について、社内イントラネット等を活用し周知。
- 令和2年6月～ 各種研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標2：令和3年5月までに、従業員（社員）全員の所定外労働時間を、1人当たり年間240時間未満とする。

<対策>

- 令和2年6月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成2年6月～ 毎月、月中にて全従業員の労働時間実績把握し各部へ共有。
個人別に、月末までの推定労働時間を算出し注意喚起を行う
- 平成2年6月～ 月度にて、前月の個人別労働時間を経営会議にて共有し。
各部管理者より長時間労働該当者へ注意・指導を行う。
- 平成2年6月～ イン트라ネットを活用し、定期的に人事より36協定違反、
長時間労働撲滅に向けたぶんしょ情報発信を行う